# 迎賓館の施設に係る参観料の徴収に関する内閣府令 （平成二十八年内閣府令第三十八号）

#### 第一条（趣旨）

迎賓館の施設に係る参観料の徴収に関しては、この府令の定めるところによる。

#### 第二条（参観料の徴収）

迎賓館の施設のうち内閣総理大臣が別に定めるものを参観しようとする者は、参観料を国に納めるものとする。

##### ２

前項の参観料の額は、内閣総理大臣が別に定めるものとする。

# 附　則

この府令は、公布の日から施行する。